

2025 年度事業計画書

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

(本部事務局) 東京都墨田区錦糸1丁目11-1 ノイエヤマザキ5階

(仙台事務局) 宮城県仙台市青葉区本町1丁目13-24 錦ビル7階

(関西事務局) 兵庫県西宮市甲風園1丁目3-12 カミヤビル3階

I 事業概要

1. 事業構成

(1) 公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

本事業は、次の①～⑮で構成される。

- ① 生活困窮世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
- ② 能登半島地震で被災した児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
- ③ 上峰町における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ④ 渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑤ 千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑥ 国立市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑦ 多摩市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑧ 長野市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑨ 葛飾区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑩ 立川市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑪ 綾瀬市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑫ 民間団体と連携した学校外教育バウチャーの提供
- ⑬ 体験活動バウチャー提供事業
- ⑭ 児童等に対するアドバイザーの派遣
- ⑮ 学校外教育バウチャー普及啓発事業

(2) 収益事業等

子ども・若者及びその家族への支援を行う団体等に対する事業運営サポート

- ① 民間団体授業料等減免制度の制度設計支援

※学校外教育バウチャーとは、児童等に提供する学習塾や文化・スポーツ教室等の学校外教育サービスに用途を限定した利用券（補助金）を指す。（以下、「バウチャー」「クーポン」という用語も同一の意味とする）

※児童等とは、小学生から高校生までの児童生徒もしくはそれに準ずる学校に属する児童生徒又は、中学校卒業後に高等学校もしくは高等学校卒業程度認定試験を受験する者を指す。

2. 公益目的事業実施概要

本年度は次の①から⑮の公益目的事業を実施する。

名称	実施地域	受益対象者	受益者数
① 生活困窮世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供	岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県等*	生活保護、児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯、一定所得以下の世帯の児童等	493名
② 能登半島地震で被災した児童等に対する学校外教育バウチャーの提供	石川県	「令和6年能登半島地震」で被災した小学校1年生から高校3年生の保護者	600世帯
③ 上峰町における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	佐賀県上峰町	町内に居住する中学1年生～3年生の保護者	328名
④ 渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	東京都渋谷区	区において生活保護を受給している世帯の小学1年生～中学3年生	25名
⑤ 千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	千葉県千葉市	市内在住の生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学5年生及び6年生	230名
⑥ 国立市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	東京都国立市	市内在住の生活保護受給世帯の小学生～高校生	24名
⑦ 多摩市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	東京都多摩市	市内在住の生活保護受給世帯の小学4年生～高校3年生	30名
⑧ 長野市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	長野県長野市	市内に居住している小学1年生から中学3年生までの子どもの養育者	28,000名
⑨ 葛飾区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	東京都葛飾区	区が保護を実施している生活保護受給世帯の中学3年生及び高校生	15名
⑩ 立川市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	東京都立川市	市が生活保護を実施している生活保護受給世帯の小学生、中学生及び高校生	50名
⑪ 綾瀬市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	神奈川県綾瀬市	市内在住の中学3年生の生徒で、生活保護又は就学援助費を受給している世帯	80名
⑫ 民間団体と連携した学校外教育バウチャーの提供	千葉県松戸市 柏市 流山市	実施地域に住む生活保護、児童扶養手当、就学援助受給世帯、または住民税非課税世帯の中学3年生～高校3年生	200名
⑬ 体験活動バウチャー提供事業	東京東部7区、北海道札幌市、岡山県岡山市、沖縄県那覇市など	実施地域に居住する生活困窮世帯の子ども等 (詳細は各実施地域で定める)	3,235名
⑭ 児童等に対するアドバイザーの派遣	①、④、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪の実施地域	①、④、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪の対象者の一部	—
⑮ 学校外教育バウチャー普及啓発事業	全国	学校外教育バウチャー提供事業を実施している団体又は実施希望の団体(自治体、NPO等)	10団体

※東日本大震災で被災した後、岩手県 宮城県 福島県から県外避難した者の居住地も含む

II 事業内容

■公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

1. 生活困窮世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

※一般公募による募集方法（一般枠）のほか、利用申請が困難な子どもにバウチャーを提供することを目的に推薦枠を設置する。なお、2025年度は一般公募を実施しないため、2024年度からの継続利用者のみ対象とする。

i. 一般枠

(1) 対象者

次の4点の要件を満たす者を対象者とする。

①申請日時時点で次の都府県に居住していること

[岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県]

ただし、2021年度以前からの継続利用者で、東日本大震災で被災した後、岩手県、宮城県、福島県から県外避難した者の居住地は問わないこととする。

②2025年4月1日時点で20歳未満の児童等、及び2024年度の利用者で、高等教育機関もしくは就職等を目指して学習を行う高等学校卒業生又は高等学校卒業程度認定試験合格者

③世帯の経済状況について、アからウのいずれかに該当すること

ただし、2021年度以前からの継続利用者で、岩手県、宮城県、福島県の方、もしくは同県から県外避難した方は、下記の世帯所得基準を下回っている方も対象に含む。

ア. ②の保護者が、申請日時時点で生活保護の適用を受けている

イ. ②の保護者が、申請日時時点で児童扶養手当の支給を受けている*

ウ. ②が属する世帯の2024年度住民税が非課税である

※公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方はイの対象に含む。

■世帯所得基準

世帯人数	世帯所得額
2人	2,677,200円
3人	3,352,800円
4人	3,784,800円
5人	4,105,200円

④自治体等が実施する他の塾代助成制度と併用しないこと（他の塾代助成制度と本CFCバウチャーとの両方に採択された場合は、そのいずれか一方を選択すること）

(2) 給付予定人数

413名

(3) バウチャー提供額・利用期間

①総額

92,650,000円

②利用期間

2025年4月1日から2026年3月31日

(4) スケジュール

- ・ 2025年4月 1日 バウチャー利用開始
- ・ 2025年12月20日 2026年度継続利用案内送付
- ・ 2026年3月 11日 2026年度継続利用者決定（常務会による議決）

ii. 推薦枠

(1) 対象者

次のアまたはイのいずれかの者を対象とする。

ア 複合的な困りごとを抱えている児童等

指定機関が支援している児童等の中で、次の①から④の条件を満たす者とする。

①申請日時点で次の地域に居住していること。

岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県

②バウチャー利用年度の4月1日時点で20歳未満であり、小学校、中学校、高等学校又はそれに準ずる学校に属する児童等であること。ただし、中学校卒業後に高等学校又は高等学校卒業程度認定試験を受験する者については対象に含めることとする。

③指定機関から推薦があり、当該児童等又はその家族が、障害、不登校や引きこもり、外国ルーツなどの困りごとを抱えていること。

④②が属する世帯の経済状況が理事会の定める基準に該当すること。

イ 「ハロカル」利用者

次の①から③の条件を満たす者とする。

①当法人が実施する体験格差解消プロジェクト「ハロカル」の前年度利用者で、中学校入学後も体験活動や学習を継続して実施することを希望する者

②申請日時点で次の地域に居住していること。

岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県

③①が属する世帯の経済状況が理事会の定める基準に該当すること。

(2) 給付予定人数

80名

(3) 利用者決定方法

次の①から⑤の通り利用者を選定する。利用者の決定は常務会で行う。

①公募

(1) アの対象者は、対象地域において実施要綱に定める指定機関を公募する。公募は当法人公式 WEB サイト等で行う。イの対象者は、全員に案内を行い、利用希望者を募集する。

②指定機関への周知

(1) アの対象者については、①の指定機関に利用者募集要項、申込書等を送付し、2025年度募集の案内を行う。

③申請受付

児童生徒やその保護者より随時申請を受け付ける。

④利用者要件の確認

推薦枠申込書で、「(1) 対象者」アまたはイの要件に合致することを確認する。

⑤利用者の決定

下記(4)の給付額に達するまで利用者を決定する。ただし、給付額を超過する場合において複数の申請が同時に行われた場合には、抽選により利用者を決定する。

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

10,000,000円

②利用期間

利用決定日から2026年3月31日

(5) スケジュール

- ・2025年3月～2026年1月の随時 新規利用者募集開始
- ・2025年4月～2026年2月の随時 利用者決定（常務会による議決）
- ・2025年4月～2026年3月の随時 バウチャー利用期間

2. 能登半島地震で被災した児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1) 事業の概要

学校外教育バウチャー実施要綱に基づき、「令和6年能登半島地震」で被災した子どもたちに対して、学校外教育バウチャーを提供し、緊急支援を実施する。

(2) 事業の対象者

次の2点に当てはまる者を対象とする。

- ①「令和6年能登半島地震」で被災した小学校1年生から高校3年生の保護者であること
- ②「令和6年能登半島地震」で次のいずれかの被害を受けていること
 - ・「住家全壊」、「住家半壊」または「住家準半壊」
 - ・世帯の主たる生計維持者が「死亡」または「行方不明」

※令和6年9月能登半島豪雨で被災し、上記の被害状況に該当する方も対象に含める。

(3) 定員

約600世帯（寄付金の集まり状況により変動するため、定員は見込みの人数）

(4) バウチャー提供額・利用期間

① 総額

35,000,000円

② 1世帯あたりの給付額

50,000円から100,000円（応募人数や寄付金の集まり状況により変動）

③ 利用期間

2025年5月1日から2026年3月31日

(5) 利用者決定方法

- ・利用者決定に際しては、公募により申込みを受け、申込者全員に理事会で定める審査基準に従って審査を実施する。なお、同点の場合は抽選を行う。
- ・審査及び抽選結果に基づき、常務会が利用者を決定する。

(6) 業務の範囲

本事業は、他団体と協働して実施するため、次のとおり当法人の業務範囲を定める。なお、本バウチャーは領収書精算方式にて支給する。

① 資金調達

② 寄付の受け入れ及びバウチャーの発行

③ 利用者募集業務

(7) 実施スケジュール

- | | |
|--------------|-----------------|
| ・資金調達 | ～2025年3月31日 |
| ・利用者申込期間 | 2025年3月7日～3月28日 |
| ・利用者決定（常務会） | 2025年4月23日 |
| ・利用者結果通知 | 2025年4月30日 |
| ・バウチャー利用開始 | 2025年5月1日 |
| ・バウチャー利用有効期限 | 2026年3月31日 |

(8) 事業実施等

（実施主体）公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

（協力）特定非営利活動法人ブレンヒューマニティー 他

3. 上峰町における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、生徒の基礎学力の定着、苦手分野の克服、学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、町内の中学生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

上峰町内に居住する中学校1年生から3年生の保護者

(3) 給付予定人数

328名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

9,615,000円

②利用期間

2025年8月から2026年2月

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

4. 渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、学力や学習意欲を伸ばす機会を提供するため、経済的困難を抱える小学生・中学生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

東京都渋谷区に居住する小学生・中学生の児童生徒で、申請日時点において、当該児童生徒の保護者が生活保護法の被保護者であること。

(3) 給付予定人数

25名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

2,750,000円

②利用期間

利用決定日から2026年3月31日まで

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

5. 千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、家庭の経済的な理由から、学習塾や習い事等の学校外教育を受けられない児童について、学校外の教育機会の均等化を図り、学力や非認知能力の向上、生活習慣等の改善を目指し、学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

千葉市在住の生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学校5年生及び6年生の児童

(3) 給付予定人数

230名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

27,600,000円

②利用期間

利用決定日から2026年3月31日まで

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

6. 国立市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、子どもの学校外学習の機会を確保していくことで、貧困の連鎖を防止することに繋げていくため、経済的困難を抱える小学生から高校生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

市内在住の生活保護受給世帯の小学生～高校生

(3) 給付予定人数

24名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

3,000,000円

②利用期間

利用決定日から2026年3月31日

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

(6) 協力・連携

一般社団法人リング・リンクくにたち

7. 多摩市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、貧困を理由に学校外学習の機会を失ってしまう子どもたちの自立促進を支援することを目的に、経済的困難を抱える世帯の小学4年生から高校3年生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

市内在住の生活保護受給世帯の小学4年生～高校3年生

(3) 給付予定人数

30名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

3,900,000円

②利用期間

利用決定日から2026年3月31日

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

8. 長野市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、子どもたちが自分の好きな活動を見つけ、自己肯定感を育みながら成長できる環境を提供することを目的に、市内に居住するすべての小学生・中学生を対象に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

市内に居住している小学1年生から中学3年生までの子どもの養育者

(3) 給付予定人数

28,000名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

840,000,000円

②利用期間

2025年4月1日から2026年3月31日

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「支払データ作成」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

(6) 協力・連携

株式会社ながのアド・ビューロ

9. 葛飾区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、学習塾等にかかる経費について、クーポン券での支払い方式を導入することで、立て替え払いが困難な世帯の制度利用を促進する。また、学習塾選びや入塾手続きの支援、進路相談等を行う利用者支援を導入することで学習環境を整え自立促進に繋げる事業である。

(2) 事業の対象者

区が保護を実施している生活保護受給世帯の中学3年生から高校3年生

(3) 給付予定人数

15名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

2,800,000円

②利用期間

利用決定日から2026年3月31日

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

10. 立川市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、学習環境整備費として学習塾等にかかる経費についてクーポン券方式を導入し、立て替え払いが困難な世帯の学習塾の利用を促進する。また、学習塾選びや入塾手続きの支援、進路相談等の学習支援コーディネートを行い、子どもの学校外学習の機会の確保をサポートする事業である。

(2) 事業の対象者

市が生活保護を実施している生活保護受給世帯の小学生、中学生及び高校生

(3) 給付予定人数

50名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

6,500,000円

②利用期間

利用決定日から2026年3月31日

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

11. 綾瀬市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、経済的な理由などにより、家庭で十分な学習が行えない中学3年生に対して、学習塾に通う費用に使えるスタディクーポンを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

市内在住の中学3年生の生徒で、以下のいずれかにあてはまる者

1. 生活保護受給世帯に属していること
2. 就学援助費を受給していること

(3) 給付予定人数

80名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

6,400,000円

②利用期間

2025年8月1日から2026年3月31日

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

12. 民間団体と連携した学校外教育バウチャーの提供

(1) 事業の概要

経済的な理由から、学習塾等の学校外教育を受けられない生徒に対して、民間の財団と連携し、学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

次の2点に当てはまる者を対象とする。

①千葉県松戸市、柏市、流山市内に住んでいる中学3年生から高校3年生であること

ただし、2025年度からの新規利用者は、過年度の利用者で2025年度の高校2年生または3年生（2023年度以前のクーポン利用者で継続をしなかった者）も対象に含む

②クーポン利用希望者の保護者が、次のア～ウのいずれかに当てはまること

ただし、2024年度からの継続利用者はエに該当する者も含む。

ア. 申込み時点で、生活保護の適用を受けている

イ. 申込み時点で、児童扶養手当の支給を受けている※

ウ. 世帯の2024年度住民税（所得割・均等割）が非課税である

エ. 2023年の世帯所得が、次の基準額以下である

世帯人数	世帯所得基準額
2人	3,504,000円
3人	4,104,000円
4人	4,632,000円

※公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない場合もイの対象に含む。

(3) 給付予定人数

200名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

40,000,000円

②利用期間

継続利用者 2025年4月1日から2026年3月31日

新規利用者 2025年5月1日から2026年3月31日

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用者募集」、「利用者申請受付」、「利用決定通知」、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

(6) 助成・協力

公益財団法人マブチ国際育英財団

13. 体験活動バウチャー提供事業

(1) 事業の概要

子どもの体験格差の解消を目指して、各地域の支援団体等（子ども・子育て支援団体、生活困窮者支援団体、その他の支援団体等）と協働し、子どもに対して体験活動に用途を限定したバウチャーを提供する事業である。

(2) 各地域のプロジェクトの対象・人数等

	北海道事業	東東京事業	岡山事業	沖縄事業
対象者	生活困窮家庭の小学生	生活困窮家庭の小学生等	生活困窮家庭の小学生等	生活困窮家庭の小学生
バウチャー提供額	上限84,000円	上限100,000円	上限12,000円	上限84,000円
利用人数	29名	107名*	39名	60名
実施エリア	札幌市手稲区	墨田区、江東区、荒川区、台東区、江戸川区、葛飾区、足立区	岡山市	那覇市

※墨田区内で夏季限定5,000円分の体験活動バウチャーを提供する事業については、定員を3,000名とする（所得制限なし）。

(3) 事業の期間

2025年4月1日から2026年3月31日

(4) 業務の内容

①支援金の受け入れ

バウチャーの原資となる支援金の受け入れ及び管理

②以下の業務の運営

ア. 利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用者募集」、「利用者申請受付」、「利用決定通知」、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

イ. 事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

ウ. バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

エ. 情報発信業務

「資金調達、連携団体募集のための情報発信」、「子ども、保護者、教育事業者等へのリサーチ」、「リサーチ結果等の情報発信」からなる。

(5) 事業運営

当法人、NPO法人子ども共育サポートセンター（北海道札幌市）、NPO法人チャリティーセンター（岡山県岡山市）等

14. 児童等に対するアドバイザーの派遣

(1) 概要

大学生等のボランティア（以下、ブラザー・シスターという。）が、学校外教育バウチャーの提供を行った児童等のうち、当法人が定める基準に該当する者に対して、学習・進路の相談業務やバウチャー利用に関する助言を行う。

(2) ブラザー・シスターの想定人数

80名（仙台60名、東京20名）

(3) 支援内容

①学習・進路相談

ブラザー・シスターは、児童等の学習や進路の相談に応じ、選択肢を拓けるように努める。

②進路等の情報提供

ブラザー・シスターは、児童等に対して進学・就職等の情報を提供する。

③バウチャー利用促進

ブラザー・シスターは、児童等の希望に応じてバウチャー利用先について助言し、バウチャー利用の促進を図る。

(4) 頻度・時間

1人の児童等に対して、月に1回30分から1時間程度

(5) 実施地域

- ・電話やオンラインによる支援の場合 当法人事務局
- ・面談による支援の場合 宮城県内、東京都内の公共施設等

(6) サポート体制

対人援助、心理、教育等の専門家が、児童等と関わるうえで必要なスキル・知識等を研修し、ブラザー・シスターの活動をサポートする。

①養成研修（年1回実施）

専門家によるコミュニケーション・スキル、子どもの貧困・人権、進路・学習情報等に関する講義を行い、ブラザー・シスターを養成する。

②定期研修（年3回実施）

ブラザー・シスターは、児童等との関わりで生じた悩みや問題点を専門家や他のブラザー・シスターと共有し、助言や情報提供を受ける。

15. 学校外教育バウチャー普及啓発事業

(1) 概要

学校外教育バウチャー提供事業を実施する又は実施を希望する団体（以下バウチャー実施団体等）を相談・助言、助成により支援し、学校外教育バウチャー事業の普及啓発を行う。

(2) 対象者

学校外教育バウチャー提供事業を実施している団体または実施を希望する団体（自治体、NPO等）5～10団体程度

(3) 募集方法

WEB サイトでの告知 等

(4) 支援の流れ

- ・相談・助言希望者から申し込みを受け付ける。
- ・当法人の学校外教育バウチャー提供事業の担当経験を有する役職員が相談に応じ助言を行う。
- ・相談・助言の方法は、面談、メール、電話等で行う。

■収益事業

子ども・若者及びその家族への支援を行う団体等に対する事業運営サポート

1. 民間団体授業料等減免制度の制度設計支援

(1) 事業の概要

本事業は、他団体が運営する授業料等の減免制度の制度設計、審査基準作成等の業務運営支援を行うものである。

(2) 支援対象の団体

軽井沢風越学園

(3) 事業の期間

2025年4月1日から12月31日

(4) 業務内容

①授業料等減免制度の設計

応募資格、審査基準・審査方法、給付額等の設計、提案

②関連資料作成

利用者募集に関連する各種様式（応募要項、申請書等）の作成

③その他、付随する業務

申請受付、審査手順等のレクチャー等、本事業に付随するその他の業務